平成２３年（フ）第５４０号
栃木県大田原市中央２丁目２番22号、開始決定時の住所栃木県下野市上大領304番地40
破産者　渡邊　浩輝
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２３２号
岡山県瀬戸内市邑久町山手189番地２
破産者　長瀬　宏一
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９２号
岡山市中区御幸町１番29号、旧住所岡山市中区桜橋３丁目１番30号
破産者　湯淺　直美
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６８号
最後の住所山形県鶴岡市鼠ケ関乙13番地
破産者　亡五十嵐清相続財産
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第４９号
茨城県高萩市大字下手綱1489番地の５
破産者　有限会社松洋商会
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第５６０号
東京都町田市金井町3133番地藤の台団地３―９―510
破産者　鈴木　　保
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５６１号
東京都町田市金井町3133番地藤の台団地３―９―510
破産者　鈴木　和子
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４５５号
神奈川県平塚市徳延464番地１
破産者　有限会社タカハシタイル工芸
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５３５号
岐阜県各務原市鵜沼各務原町１丁目１番地２
破産者　株式会社ウイン
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６３１号
岐阜県本巣郡北方町柱本南１丁目254番地
破産者　田代　行夫
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７４８号
岐阜市長良1420番地の１
破産者　有限会社長良東オートサービス
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７４９号
岐阜市岩崎１丁目10番４号、開始決定時の住所岐阜市長良東１丁目35番地
破産者　長尾　宗男
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第８４６号
愛知県西尾市平坂町並木切添８番地
破産者　西尾金型工業株式会社
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１号
愛知県豊田市大坂町御堂前128番地３
破産者　有限会社小原美瑛
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１１８５号
札幌市西区発寒５条４丁目１番48号　G・Sビル201号、申立時の住所札幌市西区発寒５条４丁目２番43号セイコーマート２階
破産者　佐々木俊昭
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３５２号
札幌市豊平区西岡４条10丁目11番２号　セトル西岡Ⅱ―102号
破産者　堀川　　卓
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７５０号
北海道恵庭市恵み野東５丁目２番14
破産者　長尾　秀樹
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９１号
札幌市豊平区美園５条２丁目１番10―102号、開始決定時の住所北海道川上郡弟子屈町川湯温泉７丁目１番６号
破産者　志水　博幸
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２２１号
釧路市白樺台５丁目５番２号
破産者　鹿又　孝行
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１２２号
新潟市中央区弁天３丁目１番15号　トーカン・マンション第３万代1003号室、開始決定時の住所新潟市中央区美咲町１丁目18番８号
破産者　梶山　幸俊
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部